



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.4(96 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222066)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

C

C



96

極 秘
無 期 限
10 部の内
7 号

施政権返還に伴う沖縄基地
の地位について

昭和42.8.7

北 米 局

1 沖縄の施政権返還の国民的願望と極東におけるその軍事的役割りの調整の核心は、沖縄に存続すべき基地の地位にかんである。この見地より去る7月15日外務大臣より在京米大使に対し、

- (1) 極東地域に現在及び将来の安全保障上の要請にかんがみて、沖縄の果たすべき戦略的役割り及び沖縄所在の軍事施設の要件、及び
- (2) 安保条約及び地位協定の沖縄への適用上生ずべき問題、

につき日米間に検討を進めるよう提案した。これに対して米側は未だその反応を示していないが、施政権返還問題を動かして行くためには、わが方として基地の地位についてなんらかの腹案を持っていることが必要である。

2 沖縄の軍事的役割りは、ベトナム戦争継続中の現在状況、ベトナム戦後においても、およそ次の3点にあると思われる。

- (1) 極東において有事に即応して発進しうる空、陸の前進攻撃基地、
- (2) 極東における前線補給基地、
- (3) 通信基地、
- (4) 眼にみえる信頼しうる抑止力たること。

上記のうち、沖縄の地理的位置からして、前線補給基地及び通信基地としての役割りが重要であることはいちまでもないが、前進攻撃基地としても現に行なわれている戦時標準機に対する空中給油作業とか、輸送機による戦線への兵器供給は重要な機能であり、また極東地域に局地戦争が突発した場合、海兵隊や戦闘機部隊が即刻発進しうる態勢にあることが有効な抑止力として存在するにきわめて重要である。核兵器については、ソラリスが存在するに至った現在、戦時核兵器を沖縄に配備する必要はなくな

つたものと認められ、問題は沖縄自体の防衛に
必要な短距離ミサイル用の核弾頭や、戦闘機操
縦に搭載すべき核弾頭にあると思われる。

② 米側が沖縄の軍事的役割りを重視する反面、
施設権その自体は目的ではないので、日本側と
の間に満足な取極ができれば、施設権返還を進
めようといふ取極は十分であるとみて誤りな
いと認められる。米側の考え方の基本は次のと
きであると思われる。

(1) 日本は極東における最も信頼すべき友邦で
あるから、将来の極東の平和と安全維持のため
には真に日本と提携して行かなければなら
ない。

(2) 沖縄が返還されれば日本は防衛姿勢の問題
として相当な政治的負担を引受けることとな
るべく、従つて問題は現状のまま維持するか、
あるいは政治的決断をもつて沖縄返還に進む
かの日本側の選択の問題である。

(3) 日本も責任ある大国として、沖縄に存続す
べき米軍がいかなる役割りを持ち、いかなる

基地の地位を与えられるべきかについて独自の
判断があるべきであり、米側において米國
はその判断によつて態度を決めるのが筋であ
る。

といふことに解答すると認められる。

④ 施設権返還後の基地の地位を現状どまり認め
ることはわが方に困難あり、これを本土の基地
並みとしては、極東における抑止力としての機
能を十分果たせんとすれば、「現状どまり」と
「本土並み」の間に日米双方が満足しうる取極
をなしうるや否やが施設権返還の鍵である。在
沖基地の「現状どまり」と「本土並み」とを、
極東における抑止力としての機能の観点より対
比すれば、最も重要な相異は、(1)核弾頭及び中
長距離ミサイルの持込み、並びに同ミサイルの
発射基地建設、及び(2)戦闘作戦行動のための基
地使用、をわが方との専断協議の対象とするや
否やにある。

米側に対して施設権返還を奨励するに當つて

は、返還後の在沖諸地について、基本論には前
回付は事前協議の対象とするより極力努力する
も、例は少なくとも極東の情勢が好転するまで
は事前協議の要なきこととするだけの腹づもり
が必要であると認められる。

よ このようにして施政権返還後沖縄に「本土並
み」でない諸地が存在するときは、施政権返還
運動は従って「本土並み」へのせん否によつて
代をられ、また本土以上に諸地反対の運動が行
なわれることも予想されるが、沖縄返還は政治
國民的契機であり、政府としては相當な政治的
責任を引受ける決意をもつて返還実現に努力す
べきものと考ふる。そのためには沖縄返還に伴
うお隣方諸關係当局の責任拡大、地位協定契
機のため施置庁、治安当局をはじめ關係各省の
十分の用意が必要であり、今般で極東情勢が變
つて諸地の「本土並み」を許す時期が到来する
まで安定した持統権あるものとしなければなら
ない。